

# 共創推進の方針

## 菊川市の魅力を共に創る

民間事業者と行政のパートナーシップ

### 第2次菊川市総合計画

2017～2025

みどり ときめき たしかな未来 菊川市

基本目標 5



まちづくりに  
市民と行政が  
共に取り組むまち

コミュニティ  
自助  
共助  
公助



平成30年2月

菊川市

## 共創推進の方針 目次

第1章 共創の基本的な考え方	
1 共創推進の背景と方針の位置づけ	1
（1）共創推進の時代背景	
（2）これまでの公民連携の取り組み	
（3）一歩進んだ公民連携	
（4）共創推進の方針の位置づけ	
2 共創の目指す姿と目的	2
（1）菊川市が目指す「共創」	
（2）共創の目的	
3 共創の原則	3
（1）対等・対話の原則	
（2）目的共有の原則	
（3）アイデア保護と透明性の原則	
（4）役割分担と責任明確化の原則	
第2章 共創事業を具体化する仕組み	
1 共創の仕組み	4
（1）提案の段階	
（2）計画の段階	
（3）事業具体化の段階	
（4）改善の段階	
2 共創窓口の設置	5
3 共創の手法について	6
（1）民間活動支援等による地域活性化	
（2）公有資産の活用による事業創出	
（3）民間による公共サービス提供	
4 共創窓口に寄せられた民間提案の流れ	8
第3章 共創の留意事項	
1 対話・調整に関する留意事項	9
2 提案に関する留意事項	9
（1）提案できる方	
（2）提案できない方	
3 情報の取扱い	10
（1）事業の検討段階	
（2）事業実施者が決定した段階	
（3）その他	

# 第1章 共創の基本的な考え方

## 1 共創推進の背景と方針の位置づけ

### (1) 共創推進の時代背景

少子高齢化や人口減少、地域経済をとりまく環境の変化、高度情報化の進展、公共施設等の更新時期の到来など、急激な社会情勢の変化に伴い、行政が直面する課題も複雑化・多様化しています。

菊川市では、協働のまちづくりを基盤として、住民活動が活発化しており、今後も市民協働の手法を重視した取り組みを推進する必要があります。また、市民、団体、企業など多様な主体を地域づくりの担い手と位置付け、協働・共創でより良い社会サービスの提供を図る「新たな公」の考え方も広まりつつあり、公民が連携して公共サービスの提供を行うPPP（Public Private Partnership）の考え方のもと民間活力の一層の活用が求められています。

### (2) これまでの公民連携※の取り組み

平成18年度に策定した第1次菊川市総合計画では、基本方針の1つに「共に汗をかくまち」を位置づけ、自らが考え自らが行動する市民主体のまちづくりを推進し、市民と行政が役割を分担し、市民参画型の協働によるまちづくりを進めてきました。また、施策の柱である「効果的な行政運営の推進」を実現するため、指定管理者制度等の民間活力の導入を積極的に進めるなど、計画的な行財政改革に取り組み、行政のスリム化と効率化を図ってきました。

### (3) 一歩進んだ公民連携

複雑化・多様化する地域課題や社会的課題に対応するため、平成29年度にスタートした第2次菊川市総合計画では、将来像である「みどりときめきたしかな未来 菊川市」の実現に向け、基本目標の一つに「まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち」を位置づけました。この中で、市民と行政がお互いに協力して取り組む「協働」、民間企業、関係団体、学校など（以下「民間事業者」という）と行政が連携を深め、それぞれが持つ知恵や力を結集させて取り組む「共創」のまちづくりを目指していくこととしました。

### (4) 共創推進の方針の位置づけ

共創の取り組みを進めていくためには、民間事業者と行政がお互いの認識についての理解を深めることが重要です。そのため、民間事業者と行政で共創の考え方や目的を共有するものとして「共創推進の方針」を策定し、公民連携の礎としていきます。

※この方針では、「公民連携」における“公”は「行政等の公共部門」を、“民”は「民間事業者（民間企業、関係団体、学校など）」を指すものとして使用しています。

## 2 共創の目指す姿と目的

### (1) 菊川市が目指す「共創」

民間事業者と行政が対話を通じて連携を深め、相互が持つ資源やノウハウを活用することで、菊川市の新たな魅力を創出し、社会的課題の解決につなげることを目指し、菊川市が目指す「共創」を以下のとおり掲げます。

### 菊川市の魅力を共に創る、民間事業者と行政のパートナーシップ

### (2) 共創の目的

共創の推進にあたっては、民間事業者と行政が次の3つの目的を共有しながら事業を進めていきます。

#### ①市民サービスの向上

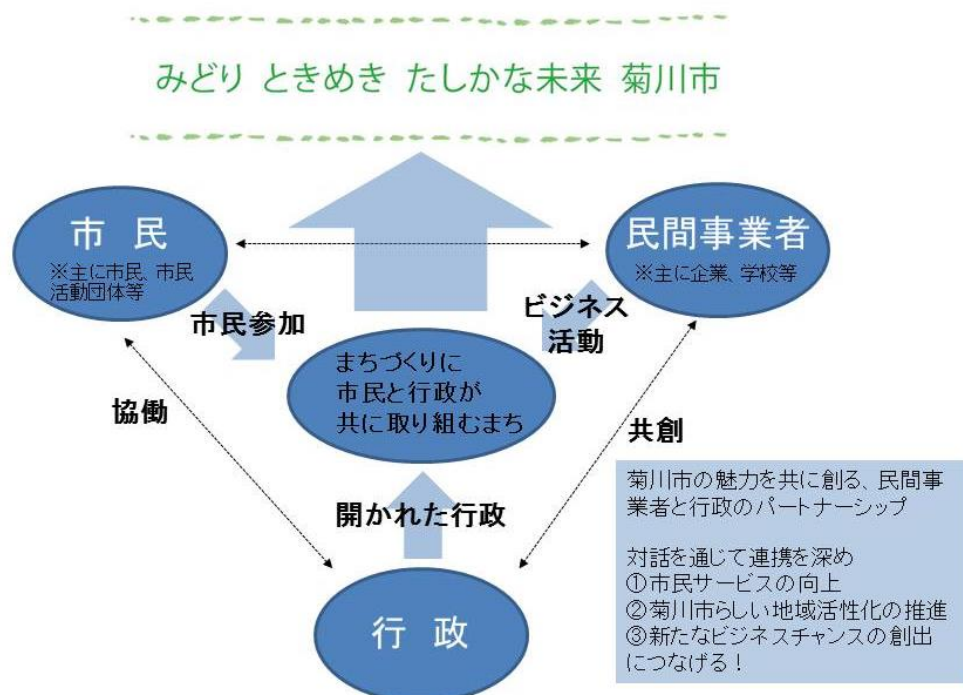
子育てや介護・福祉、環境問題、まちづくりなど、多岐にわたる社会的課題に対し、行政だけではその解決が困難となっています。民間事業者と共に社会的課題に取り組むことで、市民サービスの向上を図っていきます。

#### ②菊川市らしい地域活性化の推進

民間事業者と共に、地域資源を積極的に活用し、新たに創出された共創事業が地域経済の活性化や菊川市の認知度向上につながるなど、菊川市らしい地域活性化を推進していきます。

#### ③新たなビジネスチャンスの創出

単なる民間事業者への依存ではなく、民間事業者のノウハウやアイデアを最大限に引き出していくことで、民間事業者が新たな事業機会を創出し、市と民間事業者が Win-Win の関係を構築できる取り組みとしていきます。



### 3 共創の原則

共創を進める姿勢・あり方として、次の4つの原則に則って進めていきます。

#### (1) 対等・対話の原則

共創における対話では、できるだけ早い段階から議論を開始し、想定する結論ありきではなく、ゼロベースから民間事業者と市で課題を共有し、対等なパートナーとして信頼関係を築き、コミュニケーションを積み重ね、共に解決策を模索していきます。

#### (2) 目的共有の原則

共創の取り組みを持続させるために、共創の目的を共有し、その中でお互いのメリットを見出し、互恵的な関係（Win-Winの関係）を構築します。

#### (3) アイデア保護と透明性の原則

基本的にオープンな過程の中で共創事業を推進することを基本としますが、民間事業者の独自アイデアについては適切な保護に努めます。

民間事業者と市は、民間アイデアのうち保護すべき情報について協議し、保護すべき情報以外については広く社会に開示し、新たな公共の形成を共に目指します。

#### (4) 役割分担と責任明確化の原則

共通の目的達成に向け、民間事業者と市は、相互が持つ資源やノウハウを明らかにし、相互の能力が最大限に発揮できるように、共創事業における役割分担を明確にします。また、さまざまなリスクを想定し、役割に応じた責任について事前に明確にします。

## 第2章 共創事業を具体化する仕組み

### 1 共創の仕組み

共創を推進していくために、市が民間事業者のアイデアを受け入れ、対話を重ねることでイノベーションを引き出し、共創事業を創出する仕組みを構築します。また、対話により創出された事業が、さらなる民間提案を呼び込むという「好循環」を目指していきます。

#### (1) 提案の段階

##### ～相談・提案の受入とコミュニケーションの開始～

市が抱える課題やビジョン、政策の方向性を提示するなど、市の情報を積極的に公表するとともに、市の窓口を明確にし、公共サービスに対する民間事業者からの相談や提案を積極的に引き出します。

比較的緩やかなアイデアの段階から民間事業者と市の対話を開始し、共に提案内容の実現可能性を探り、手法計画の段階に進むべきかどうかを判断します。

##### (ポイント)

- ・ 民間事業者の提案と、市が抱える課題・ニーズとのマッチング
- ・ 双方向のコミュニケーションによる新たな価値創出の可能性
- ・ 民間事業者と市にとって、各々のメリットと、共有するメリットの明確化
- ・ 実現を阻む決定的な課題の確認
- ・ 事業具体化を目指すスケジュールの共有 など

#### (2) 計画の段階

##### ～コミュニケーションを通じた共創事業の創出～

共創事業の枠組み作りに向けて、民間事業者と市が目的を共有したうえで議論を深めます。対話の結果を踏まえ、提案の採否、最適な公民連携手法の選択、他の事業者の参加機会の確保などを判断し、その合理的な理由を示すことで説明責任を果たします。

##### (ポイント)

- ・ 事業実施による新たな価値創出の見込み
- ・ 市と民間事業者の役割分担
- ・ 最適な公民連携手法の選択
- ・ 幅広い事業機会の確保のあり方 など

#### (3) 事業具体化の段階

##### ～最適な主体による共創事業の具体化～

共創事業実施者の選定にあたっては、提案の質、地域性などを考慮し、総合的に評価します。また、場合によっては、第三者による評価も含めて客観的に判断します。

契約・協定の締結にあたっては、役割分担と責任の所在を明確にした契約内容を双方で作ります。さらに、ニーズに応じた柔軟な対応、特に優れた事業運営を誘引する考え方を整理していきます。

(ポイント)

- ・ 透明性、客観性のある実施者選定プロセス
- ・ リスクを最もよく管理できる者による当該リスクの分担
- ・ 継続的なサービス提供の見込み
- ・ 想定されるリスクへの事前準備 など

#### (4) 改善の段階

～安定的・効果的な事業運営～

市と民間事業者が協力しながら公共サービスを提供していくという観点から、必要に応じて、市と民間事業者との情報交換や連絡会などの場を設けるなど、事業の改善を行うとともに、より良い公共サービスの実現を図ります。

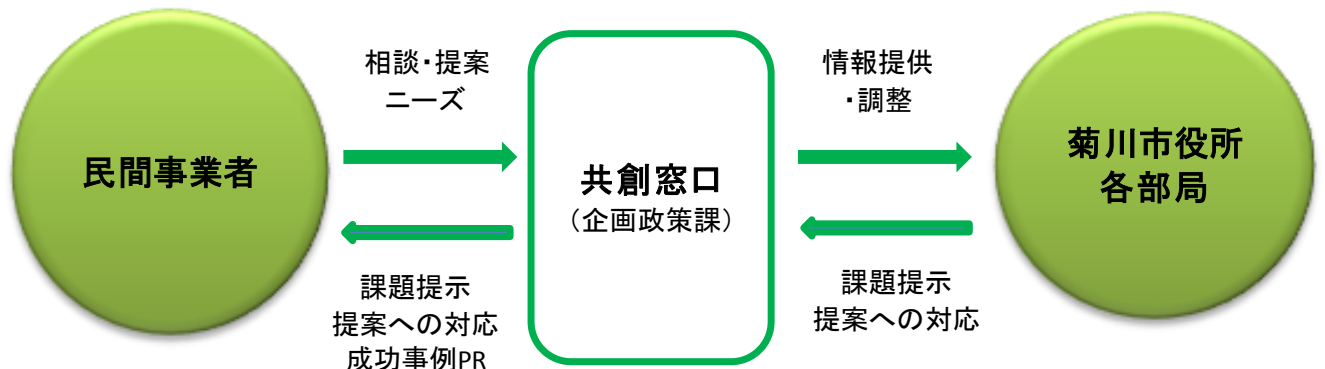
(ポイント)

- ・ 環境変化への対応に向けた対話の機会の確保
- ・ 定期的、継続的な効果測定と事業改善
- ・ 契約更新時などの十分な事業検証と見直し
- ・ リスク発生時の責任明確化と履行 など

## 2 共創窓口の設置

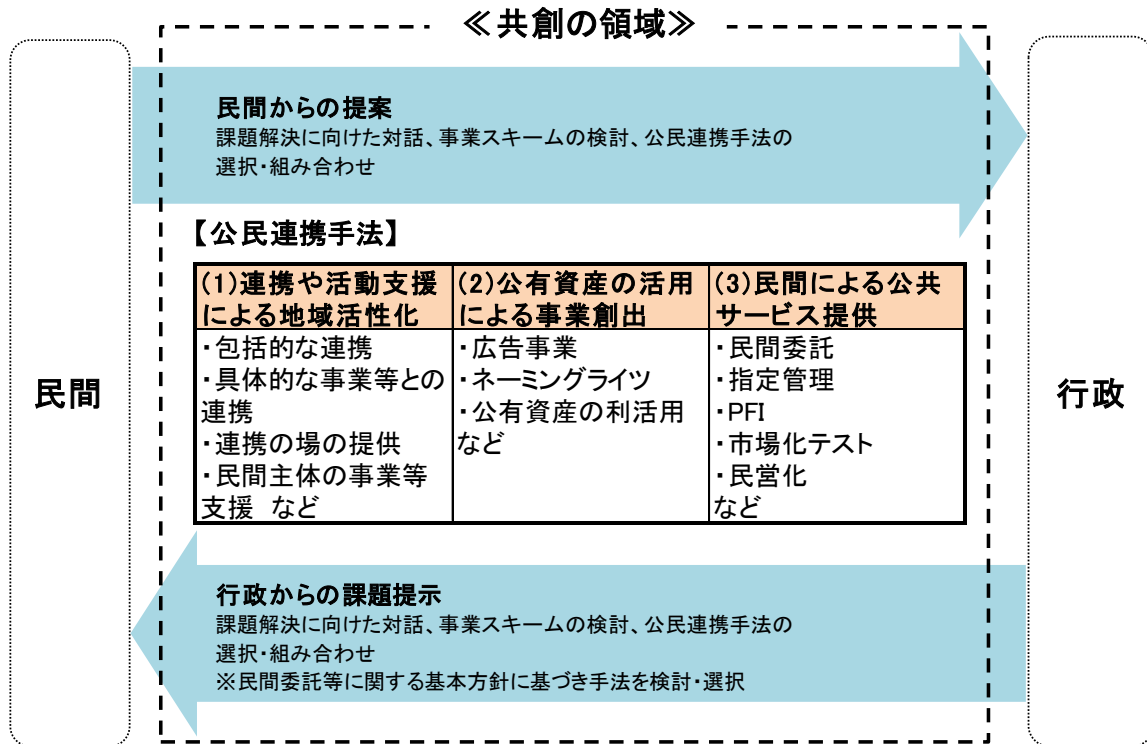
民間事業者と行政が互いに対話を進め、新たな事業機会の創出や社会的課題の解決につなげるための相談・提案窓口として企画政策課内に『共創窓口』を設置します。

共創窓口は、民間事業者と行政内部の橋渡し役となり、事業の具体化に向け検討・調整を行います。また、共創の成功事例を積み重ね、庁内外に紹介するなど、共創のメリット浸透を図ります。



### 3 共創の手法について

共創においては、事業の目的や性質に応じて、次のような公民連携手法を選択し、また組み合わせることにより、事業を実施していきます。  
 具体的な手続きについては、必要に応じて個別のガイドライン等で規定します。



#### (1) 連携や活動支援による地域活性化

##### ① 包括的な連携

民間事業者と市が、菊川市の魅力創出や地域の活性化、市民サービスの向上等につながるとともに、提案者の社会貢献活動の向上などを目的に、子育て・教育、福祉、産業、防災など、複数の分野での連携を視野に、包括的な連携協定を締結し、継続的な連携体制を構築するものです。

##### ② 具体的な事業等との連携

民間事業者と市が、市の施策・事業との関連性が高く、菊川市の魅力創出等につながるとともに、提案者のメリットもあることから、具体的な事業等について連携を行うものです。

##### ③ 連携の場の提供

民間事業者の事業内容が、直接的には市の具体的な施策・事業と関連しないものの、公益性があり、菊川市の魅力創出等につながるとともに、提案者のメリットもあることから、連携のための場（施設、研究・実験の場等）を提供するものです。



#### ④民間主体の事業等支援

民間事業者の事業やイベント等に対して、その内容が菊川市の魅力創出等につながるような公益的性質があることから、市が支援（ノウハウ提供や共催・後援等の名義、その他の協力）をするものです。

### （２）公有資産の活用による事業創出

#### ①広告事業

市が所有するさまざまな資産を広告媒体として活用し、民間事業者の広告を掲載することにより、市の財源を確保するとともに、民間事業者に情報発信機会を提供し地域経済の活性化を図るものです。

#### ②ネーミングライツ

市の施設等に企業名や製品名などのブランド名を付けることで、市の新たな財源を確保するとともに、民間事業者からの企画提案により、市民サービスの向上や地域の活性化を図るものです。

#### ③公有資産の利活用

市が保有する土地や施設、資産等を、民間事業者のノウハウ等により活用したり、製品化したりすることで、市の財源確保や菊川市の魅力創出等につながるものです。

### （３）民間による公共サービス提供

#### ①民間委託

民間委託とは、行政が行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保しつつ、その事業を民間企業やNPO法人などの住民団体・個人などに委託することです。

#### ②指定管理

指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するために、最終的な管理権限を地方公共団体に残したまま、指定した団体に施設の管理運営を委ねる制度です。

#### ③PFI

PFI事業は、民間の資金、経営ノウハウ及び技術的能力を活用して公共施設等の整備を行うものであり、設計・建設・維持管理・運営を一体的に扱うことによる事業コストの削減や質の高いサービス提供を目指すものです。

#### ④市場化テスト

市場化テストとは、サービスの提供について、行政と民間事業者が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を行う仕組みです。

#### ⑤民営化

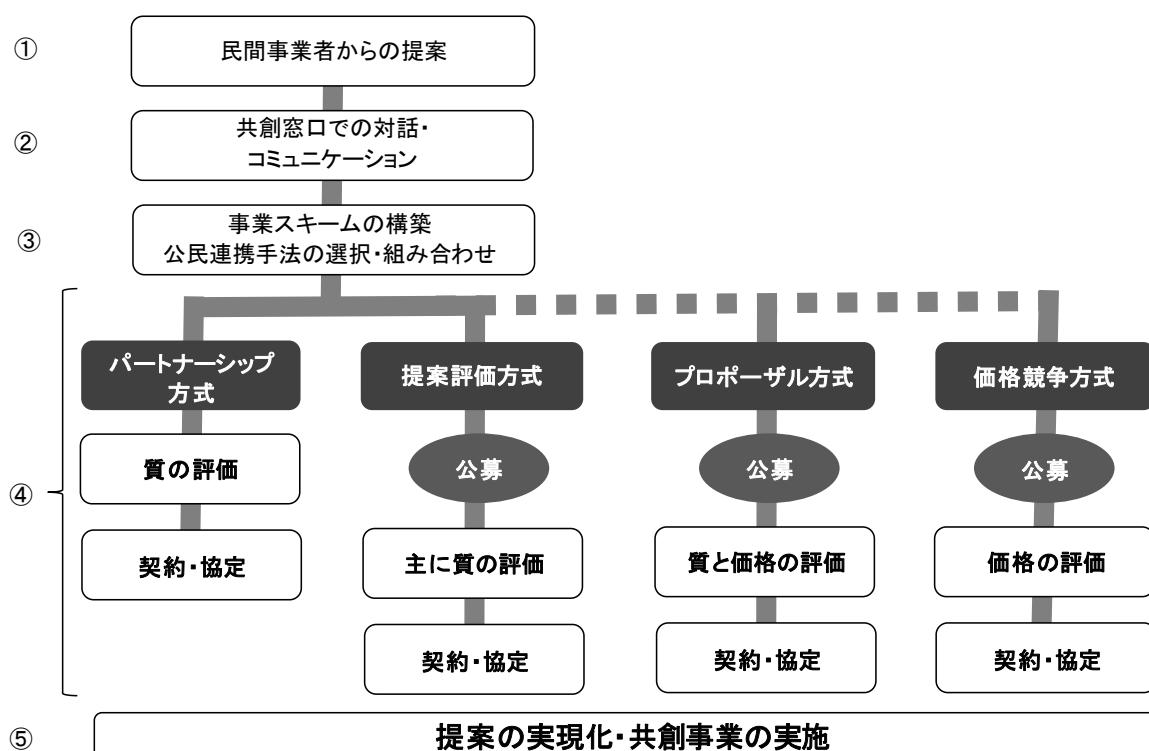
民営化とは、施設も含め民間へ移管し民間が実施主体として実施することになる業務です。行政は撤退することとなります。

## 4 共創窓口に寄せられた民間提案の流れ

提案に関連した菊川市各部課等との調整を進め、提案者と担当部課、企画政策課で、実現に向けた対話・調整を進めます。対話・調整の結果、関係者の合意ができた場合は、提案実現の可否を判断します。その後、契約・協定の締結等必要な手続きを経たうえで、提案の実現化・実施に向け調整します。

なお、個別の法令、ガイドライン等の定めがある場合は、その規定に従うものとします。

【「共創窓口」に寄せられた民間提案の流れ】



### ① 提案・相談の受付

- ・対面、電子メール等により提案を受付

### ② 共創窓口での対話・コミュニケーション

- ・対話を通じた実施条件、連携資源の有無、双方の役割、責任等の確認

### ③ 事業スキームの構築

- ・公民連携手法の選択、組み合わせにより事業スキームを構築し、提案実現の可否を判断

### ④ 契約・協定等の締結

- ・事業スキーム、提案の独創性、規模、市場の動向等を勘案しながら、案件ごとに契約・協定等の締結方法を個別判断

### ⑤ 共創事業の実施

- ・契約、協定等に基づき共創事業を実施
- ・定期的な対話による共創事業の成果、課題の把握、成果の発信、PR

## 第3章 共創の留意事項

### 1 対話・調整に関する留意事項

- ・ 提案内容や対話、調整の結果によっては実現できないことがあります。
- ・ 提案に関する庁内外の関係者との調整には時間がかかることもあります。
- ・ 提案は、提案者から本市への契約の申し込みとして扱うものではなく、対話の開始が提案についての契約の合意となるものではありません。
- ・ 対話の結果又は法令及び本市の契約上のルール等により、あらためて提案に関して公募等の手続きが必要になる場合があります。その際に、本市が提案者から得た情報の全部または一部を利用し、公募等のための仕様書を作成させていただく場合があります。
- ・ 提案の成立、不成立にかかわらず、菊川市が提案及び対話、調整にかかる費用（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）を負担することはありません。

### 2 提案に関する留意事項

#### (1) 提案できる方

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間事業者（民間企業、関係団体、学校など）

#### (2) 提案できない方

##### ①個人

##### ②次に掲げる業種又は事業者

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの
- ・ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- ・ 市に納付すべき税を滞納しているもの
- ・ 菊川市暴力団排除条例（平成24年菊川市条例第25号）第2条に規定する暴力団等
- ・ その他共創事業の提案をする業種又は事業者として不適當であると市長が認めるもの

##### ③次に掲げる提案をしようとする事業者

- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- ・ 政治性又は宗教性のあるもの
- ・ 社会問題についての主義主張に係るもの

- ・美観風致を害するおそれがあるもの
- ・消費者保護の観点からふさわしくないもの
- ・その他共創事業として不相当であると市長が認めるもの

### 3 情報の取扱い

共創事業は、オープンな過程の中で進めることを基本としていますが、提案する側にとっては、独自のアイデアなどが適切に保護されることが非常に重要になります。

民間事業者と市は、アイデアのうち保護すべき情報について協議し、保護すべき情報以外については広く社会に開示し、新たな公共の形成を共に目指します。

共創事業の進捗にしたがって、透明性確保への要請が高まると考えられることから、共創の段階によって保護すべき情報と公表する情報の考え方を整理します。

#### (1) 事業の検討段階

##### 原則保護

- ・民間事業者の発案を促すため、提案タイトルについては「提案状況一覧」として定期的に公表（公表タイトル名については、提案者と市で協議）します。

#### (2) 事業実施者が決定した段階

##### 提案内容等も含め、原則公表

- ・独自アイデア部分は除きます。また、公表内容については、提案者と市で協議します。
- ・事業化されなかった提案は、積極的な公表はしません。
- ・公募に移行する場合には、当該案件もしくは当該案件の一部を活用して仕様書等を作成することがあります。

#### (3) その他

- ・提案実現後は、本市の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用、公表することがあります。
- ・提案後の対話及び実現後に、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱います。

### ■共創推進の方針

菊川市企画財政部企画政策課

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内 61

電話 0537-35-0900 FAX 0537-35-2117

メール kikaku@city.kikugawa.shizuoka.jp